

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年11月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月22日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成23年11月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 赤岡地区	観音寺市経済部農林水産課
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 井関地区	〃
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修) 岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修) 加護池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 上田井地区	〃